

# 中央診療所だより



中央診療所広報 第42号(季刊) 平成26年7月1日発行

公益財団法人 京都健康管理研究会 中央診療所

〒604-8111 京都市中京区三条通高倉東入榎屋町58・56番地

外來診療 075-211-4502 健康診断・人間ドック 075-211-4503  
臨床研究センター 075-211-4504 [www.chuo-c.jp](http://www.chuo-c.jp)



## 地球温暖化について

京都大学名誉教授  
橋本 弘藏



最近の関心事の一つである地球温暖化について説明いたします。天気予報で扱っている「気象」は、数日先でも予測できません。しかし、長期間の平均的な気象である「気候」はかなり正確に予測できるようになっています。この「温暖化」というのは、「気候」に関するものです。国際的には、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)で議論されており、昨年九月から第五次の第一作業部会の報告が開始、マスコミでも取り上げられています。本年末には全体の報告がでます。これまでに出版された報告書を中心に、関連した事項も交えて紹介します。

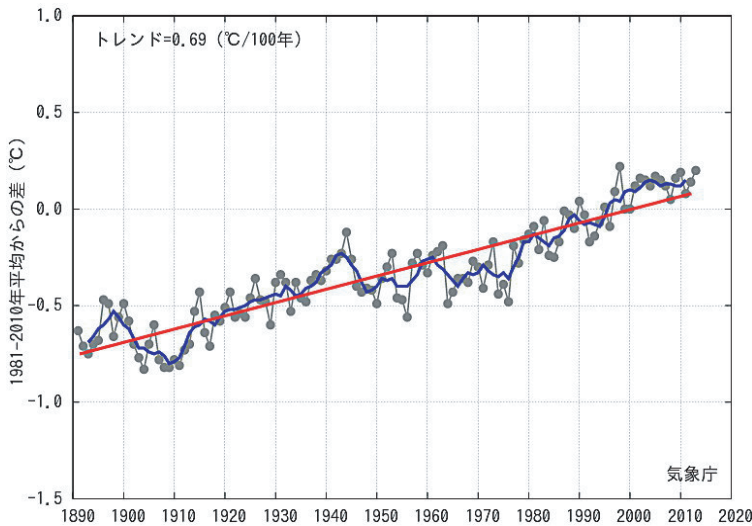
**平均気温の変化**

図は、気象庁のホームページにある世界の年平均気温の変化です。赤い直線が長期的傾向を示しています。第五次報告書では、気候システムの温暖化には疑う余地がないと述べています。

**温暖化の原因**

太陽放射の約半分は地表に吸収され、地表を暖めますが、赤外線としても放出されます。一部は上空を通過しますが、温室効果ガスや雲によって吸収、再放射され、地表と大気下層を暖めます(温室効果)。二酸化炭素による寄与が最大で、メ

世界の年平均気温偏差



タンがそれに次ぎます。実は水蒸気が最も主要な温室効果ガスですが、人間の活動による影響は無視できる程度で、人類が水蒸気を制御できないため考慮しません。しかし、雲になると地球の温度を下げる効果もあり、温室効果と冷却効果のどちらが大きいかわかっていません。気温上昇のシミュレーションにおいて、自然起源のみの場合と、人為起源によるものを加えた場合を比較し、人為起源による温度上昇を加えないと観測結果が説明できないことから、気候システムに対する人間の影響は明瞭と結論付けています。

**京都議定書**

一九九七年に締結された京都議定書で、日本は二〇一二年に一九九〇年に比べて六%温室効果ガスの排出量を削減すると約束しました。二酸化炭素の排出量は二〇〇七年以降、中国が米国を抜いて、世界一の排出国になっています。それ以降、米国の排出量は横ばいですが、中国はどんどん増えています。但し、一人あたりで議論すると、米国が圧倒的に多くなります。これらの排出量の多い国が批准しなかったため、効果は疑問視されています。

果たして、原発が止まった日本は、約束を果たせたのでしょうか。実は、エネルギー起源二酸化炭素は〇・六%増加したのですが、他の温室効果

ガスの減少や、国際的な取引やプロジェクトによる削減分を目標達成のために使う制度や、森林整備による吸収効果等があり、これらを利用して義務を果たしました。

### 気候温暖化の影響

第五次報告書では、温室効果ガス濃度が異なる、四通りのモデルに基づいて予測を行っています。その結果、二一〇〇年には、年平均気温は一から四の上昇、海面水位は、平均で四〇から六三cm上昇します。(その主な原因は、海水の熱膨張、氷河の融解です)。氷山が溶けても海面は上昇しません(アルキメデスの原理)。その他、寒い日・寒い夜の減少、暑い日・暑い夜の増加、熱波の増加、大雨の頻度・強度の増加、極端に高い潮位の発生などの極端現象の可能性が高くなります。海面上昇は島国が沈んでしまふ問題はよく知られています。日本の三大都市圏に於いても、数十cmの海面上昇で、海拔ゼロメートル地帯が拡大します。

### 予防原則

環境に重大かつ不可逆的な影響を及ぼす仮説上の恐れがある場合、科学的に因果関係が十分証明されない状況でも、規制措置を可能にする制度や考え方のことです。気候予測のシミュレーションはかなり確かであると考えられています。絶対確実とは言えません。温暖化を人間活動が原因でないとして放置して、人為起源が正しかった場合、遅くなって取り返しがつかなくなる可能性があります。それよりも、今温暖化ガスを減らす努力をする方が良識的です。

### 地球温暖化は本当か

地球温暖化を信じている人が大多数です。その原因が人為起源ではなく、自然現象であるという異論があります。宇宙線と雲量、太陽活動(黒点数)や火山噴火と気温等々、これらが気温に関係しているのは事実です。しかし、温度にどれだけの影響があるのかがよく分かりません。また、実際の気温は種々の現象が混ざり合っただけの結果です。特定の何かと気温の相関を論じて、説得力を欠くのではないのでしょうか。

将来に悔いを残さない環境作りに貢献していくのが良いのではないのでしょうか。私たちに簡単にできる協力は省エネです。インターネット検索で入手可能な「家庭の省エネ大事典」をお薦めします。家計の節約にもなります。

## 医師になって五十二年(12)

### 少子化対策と妊娠中絶問題

理事長 泉 孝英

政府の骨太の方針に「少子化対策」が盛り込まれると報道されています。少子化対策が問題になってから二十年、実効性はなすす。私が、不思議に思っていることは、こどもを増やすために、必要なはずの「人工妊娠中絶(中絶)を減らす」との論議がまったくみられないことです。

二〇一二年の政府統計では、中絶数は年間約二〇万、実数は少なくとも三倍といわれています。折角、生命が与えられながら、生まれることのできなかつた命を救うことは、ただ、「命を救う」というだけでなく、わが国の人口問題のために必要なことです。中絶の歴史をたどってみます。

明治の開国(一八六八年)以来、「富国強兵」を旨とする政府は中絶(墮胎)を犯罪行為としてきました。一八六九年には墮胎禁止令が発令され、一八八〇年には「墮胎罪」制定、一九〇七年制定の「刑法」では「墮胎の罪」が明記されました。

私の国民学校/小学生時代、戦時中、「産めよ殖やせよ」は重要な国策とされていました。当時近隣の先生が、墮胎の罪で警察に拘引されたとの大人のひそひそ話を耳をそば立てていた記憶があります。夫は招集(軍隊に入る)され、留守宅の妻が妊娠するという話は少なくありませんでした。人情味のある先生が警察に拘引されたことは、気の毒なような気がしたものでした。

敗戦(一九四五年)後、人口七〇〇万人のこの狭い国土に外地から六三〇万人が引き揚げてきました。加えて、戦後のベビーブームで年間二五〇万人が生まれるという状況になりました。

「人口増加から抑制」への国策の大転換が起こりました。一九四八年、母体の生命健康の保護を目的として「優生保護法」が制定され、中絶が合法化されました。翌年、「経済的理由」が条文に加えられたことで、中絶数は爆発的に増加、一九五五年には一七万という数になりました。優生保護法は一九九六年「母体保護法」と変わりましたが、「経済的理由」の記載はそのままです。

母体保護法から「経済的理由」を削除することが必要です。削除できる政治的確立が「少子化対策」に含まれるべきでないかが、私の主張です。

